

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

科学技術研究調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、科学技術研究調査規則（昭和56年総理府令第33号）の定めるところにより、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するものであり、昭和28年以降毎年実施している。

本調査は、調査対象の特性に応じた調査事項を設定するため、企業は「甲調査」、特殊法人、独立行政法人、国・地方の研究機関等は「乙調査」、4年制大学、短期大学等は「丙調査」に分けて調査を実施している。

このうち、甲調査の調査事項及び丙調査の調査対象について、項目の見直し及び調査対象の実態を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 調査対象の変更（第4条関係）

丙調査の対象に学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織を加える。

(2) 調査事項等の変更（第6条関係）

甲調査の調査事項から「営業利益高」を削る。

3 今後のスケジュール（予定）

施行日：公布日（平成26年4月上旬）